

新宿区住宅まちづくり審議会書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新宿区住宅まちづくり審議会規則（平成3年規則第44号）第9条の規定により、新宿区住宅まちづくり審議会（以下「審議会」という）の書面によって行われる会議について必要な事項を定めるものとする。

(書面会議の要件)

第2条 会長は委員を招集して会議を開催することが難しい場合に限り、書面で委員の意見を聴き、審議会に代えること（以下「書面会議」という）ができるものとする。

(書面会議の実施方法)

第3条 会長は書面会議の実施にあたり、返信期日を指定し、意見書および参考図書等を全委員に送付するものとする。

2 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

3 意見書は一案件毎に実施し、委員の署名もしくは捺印がないものは無効とする。

(結果の報告)

第4条 会長は書面会議後、議事録を調整し、全委員に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月16日から施行する。